

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第六条第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するもの

発令 平成28年11月30日号外国土交通省告示第1377号

最終改正 令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第六条第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件

[平成二十八年十一月三十日号外国土交通省告示第千三百七十七号]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令〔現行＝建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令＝令和五年九月政令二八〇号により題名改正〕（平成二十八年政令第八号）第七条第一項第二号〔現行＝六条一項二号＝令和四年一月政令三五一号により改正〕の規定に基づき、壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第六条第一項第二号の規定に基づき壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第六条第一項第二号の壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途は、当該用途に供する建築物の構造が次のいずれかの要件を満たす用途とする。

- 一 壁を有しないこと。
- 二 内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則〔令和五年九月二五日国土交通省告示第九七二号〕

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。